

令和6年第2回

# 茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第44号 専決処分の承認について

）

議案第62号 市道路線の認定について

報告第2号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

）

報告第10号 専決処分の報告について



## **議案第44号 専決処分の承認について(議案書 P7~15)**

### **(茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例)**

地方税法の改正に伴い、令和6年度分の個人の市民税に係る所得割の額について定額減税を実施するとともに、宅地等及び農地に係る固定資産税及び都市計画税の負担の調整を行うほか、特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる割合を定めた等のもの

## **議案第45号 専決処分の承認について(議案書 P16~18)**

### **(茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例)**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めたもの

## **議案第46号 専決処分の承認について(議案書 P19~33)**

### **(令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第1号))**

歳入歳出それぞれ1,871,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95,101,320千円とするもの

(歳出)

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「目1 社会福祉総務費」

令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付（こども加算を含む。）及び定額減税を補足する調整給付の支給事務に従事する職員の「時間外勤務手当」を増額するもの

令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付（こども加算を含む。）及び定額減税を補足する調整給付を支給することに伴い、

「負担金補助及び交付金」を増額するもの

令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付（こども加算を含む。）及び定額減税を補足する調整給付を支給することに伴い、

「報酬」、「会計年度任用職員期末勤勉手当」、「共済費」、「費用弁償」、「消耗品費」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「手数料」、

「委託料」、「使用料及び賃借料」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を増額するもの

## **議案第47号 専決処分の承認について(議案書 P34~45)**

### **(令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第2号))**

歳入歳出それぞれ 4 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 5, 1 0 1, 7 6 1 千円とするもの

(歳出)

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 2 予防費」

新型コロナウイルス感染症に係る 5 類感染症移行前の入院医療費について、当初の想定を上回る医療機関からの請求に伴い、「扶助費」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「感染症患者入院医療費負担金」を増額

するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

## **議案第48号 令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)(議案書 P46~55)**

歳入歳出それぞれ13,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95,115,757千円とするもの

(歳出)

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 2 予防費」

新型コロナウイルス感染症に係る5類感染症移行前のPCR検査等の行政検査委託料について、当初の想定を上回る医療機関からの請求に伴い、「委託料」を増額するもの

新型コロナウイルス感染症に係る5類感染症移行前の入院医療費について、当初の想定を上回る医療機関からの請求に伴い、「扶助費」を増額するもの

「款 10 教育費」

「項 5 社会教育費」

「目 3 博物館費」

文化資料館解体工事の影響により生じた周辺家屋の損傷に対する補償額の算定等のため、「委託料」を増額するもの

(歳入)

「款 15 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「感染症患者入院医療費負担金」、「感染症発生動向調査事業費負担金」を増額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

## **議案第49号 令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)(議案書 P56~82)**

歳入歳出それぞれ 314,777 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 95,430,534 千円とするもの

(歳出)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「目 1 一般管理費」

こども未来戦略に基づく児童手当制度の拡充に伴い、人事給与システムを改修するため、「委託料」を増額するもの

「目 6 財産管理費」

ごみの戸別収集に係る実験事業を実施するため、じんかい収集車を購入することに伴い、「自動車損害保険料」、「公課費」を増額するもの

「目 7 企画費」

令和7年4月1日からの子育て支援センターへの指定管理者制度の導入に向けた事業者選定等を行うため、指定管理者選定等委員会の開催回数の増加に伴い、「報酬」、「費用弁償」を増額するもの

「目 10 恩給及び退職年金費」

国の恩給改定の影響により、遺族扶助料が増額することに伴い、「恩給及び退職年金」を増額するもの

「目 14 スポーツ振興費」

総合体育館を災害対策基本法に基づく指定福祉避難所として指定し活用するため、老朽化した非常用発電設備の更新工事の実施に伴い、

工事監理等に係る「委託料」を増額するもの

「項3 戸籍住民基本台帳費」

「目1 戸籍住民基本台帳費」

職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能の整備に係る戸籍システムの改修を行うことに伴い、「委託料」を増額するもの

茅ヶ崎駅前及び萩園市民窓口センターの廃止に伴う複合機2台の解約について、当初予算に計上した「委託料」を減額するとともに、リース期間中において途中解約することに伴い、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「目7 交通安全推進費」

第一駐車場土地利活用事業において、当該事業用地南側隣地の擁壁基礎部分の越境が判明し、定期借地の事業に係る設計変更及び躯体変更に必要な経費を負担することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「項2 児童福祉費」

## 「目 1 児童福祉総務費」

民間保育所等において、延長保育及び一時預かりに係る国の補助基準額の増額改定に対応するほか、主食等の持参を不要とする「手ぶらで保育」の実現による通園時の保護者負担軽減を図るためのスタートアップ支援の実施に伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

地域型保育事業において、延長保育及び一時預かりに係る国の補助基準額の増額改定に対応するほか、主食等の持参を不要とする「手ぶらで保育」の実現による通園時の保護者負担軽減を図るためのスタートアップ支援の実施に伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

保育所等の待機児童解消のため、保育所等の設置者の選定のほか、保育所等の分園の整備、小規模保育事業の認可保育園化又は新設を行う事業者に対し、その費用の一部を補助することに伴い、「報酬」、「費用弁償」、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

## 「目 4 児童福祉施設費」

公立保育園において、主食等の持参を不要とする「手ぶらで保育」の実現による通園時の保護者負担軽減を図るため、布団の購入や主食の提供に必要な環境整備を行うことに伴い、「消耗品費」、「修繕料」、

「備品購入費」を増額するもの

「目5 地域児童福祉費」

子育て支援センター（ファミリー・サポート・センター事業との一体化を含む。）について、令和7年4月1日より指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者選定等委員会において臨時委員を委嘱することに伴い、「報酬」、「費用弁償」を増額するもの

「項3 生活保護費」

「目1 生活保護総務費」

生活保護法の改正により、被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ支援及び就労自立給付金のインセンティブ強化等に対応するための生活保護システムの改修を行うことに伴い、「委託料」を増額するもの

「目2 扶助費」

生活保護法の改正により、被保護世帯の高卒就職者の新生活の立ち上げを支援することに伴い、「扶助費」を増額するもの

「款4 衛生費」

「項2 清掃費」

「目2 じんかい処理費」

ごみの戸別収集に係る実験事業を実施するため、じんかい収集車を購入することに伴い、「手数料」、「備品購入費」を増額するもの

「款 8 土木費」

「項 2 道路橋りょう費」

「目 1 道路橋りょう総務費」

茅ヶ崎駅周辺の道路照明灯及びその他の道路施設等について、一括前払い契約の電気料金が当初の想定を上回り、今後の月払い契約の電気料金の支払いに不足が見込まれるため、「光熱水費」を増額するもの

「目 2 道路維持費」

ポンプ施設等の道路施設等について、一括前払い契約の電気料金が当初の想定を上回り、今後の月払い契約の電気料金の支払いに不足が見込まれるため、「光熱水費」を増額するもの

「目 3 道路新設改良費」

道路照明灯等の交通安全施設等について、一括前払い契約の電気料金が当初の想定を上回り、今後の月払い契約の電気料金の支払いに不足が見込まれるため、「光熱水費」を増額するもの

「項 4 都市計画費」

## 「目 1 都市計画総務費」

北茅ヶ崎駅のバリアフリー化に向け、東日本旅客鉄道株式会社が実施する調査設計に要する費用を負担することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

(歳入)

## 「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「生活保護費負担金」、「子ども・子育て支援事業費補助金」、「社会保障・税番号制度推進事業補助金」、「保育対策総合支援事業費補助金」、「子ども・子育て支援交付金」、「安心こども交付金事業費補助金」、「生活保護適正実施推進事業費補助金」を増額するもの

## 「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「子ども・子育て支援交付金」、「手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金」を増額するもの

## 「款 1 7 財産収入」

歳出の事業の財源として、「市有土地貸付収入」を増額するもの

## 「款 1 9 繰入金」

歳出の事業の財源として、「子ども未来応援基金繰入金」を増額す

るもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 21 諸収入」

歳出の事業の財源として、「その他雑入」を増額するもの

「款 22 市債」

歳出の事業の財源として、「総合体育館整備事業債」、「収集車等購入事業債」を増額するもの

(継続費の補正)

「体育館管理運営経費（総合体育館非常用発電設備更新工事）」について、総合体育館非常用発電設備更新工事において、工期が2か年にわたるため、継続費を設定するもの

(繰越明許費の補正)

「車両管理経費」について、自動車損害保険料及び公課費において、じんかい収集車の年度内の納車が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「収集車等購入事業」について、じんかい収集車の購入において、社会情勢により車両の製作に1年以上の期間を要し、年度内の納車が

見込めないため、次年度へ繰り越すもの

(債務負担行為の補正)

「総合体育館非常用発電設備更新工事監理業務委託経費」について、総合体育館非常用発電設備更新工事監理業務委託において、当該工事の工期が2か年にわたるため、債務負担行為を設定するもの

「総合体育館非常用発電設備更新工事意図伝達業務委託経費」について、総合体育館非常用発電設備更新工事意図伝達業務委託において、当該工事の工期が2か年にわたるため、債務負担行為を設定するもの

「茅ヶ崎市子育て支援センター指定管理料」について、子育て支援センター（ファミリー・サポート・センター事業との一体化を含む。）において、令和7年4月1日より指定管理者制度を導入するにあたり、令和6年度中に指定管理者の選定に向けた手続きを進めることに伴い、債務負担行為を設定するもの

(地方債の補正)

歳出の事業の財源として、「総合体育館整備事業」、「収集車等購入事業」を増額したことに伴い、限度額を変更するもの

**議案第50号 令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特**

## **別会計補正予算(第1号)(議案書 P83~93)**

歳入歳出それぞれ40,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,881,757千円とするもの

(歳出)

「款1 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

マイナンバーカードの健康保険証利用への円滑な移行に向け、被保険者等への加入者情報の送付のほか、健康保険証の代わりとなる資格確認書を発行するためのシステム改修を行うことに伴い、「通信運搬費」及び「委託料」を増額するもの

(歳入)

「款2 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」を増額するもの

**議案第51号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利**

## **用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(議案書 P94)**

生活保護法の改正に伴い、所要の規定を整備するためのもの

## **議案第52号 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案書 P95)**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に置く保育士等の数に係る基準を改める等のためのもの

## **議案第53号 茅ヶ崎市子育て支援センター条例の一部を改正する条例(議案書 P96~98)**

茅ヶ崎市子育て支援センターの管理を指定管理者に行わせることとし、指定管理者の指定の基準、指定管理者が行う業務等を定めるためのもの

## **議案第54号 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(議案書 P99)**

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特  
例措置の期間を延長するためのもの

## **議案第55号 茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条 例(議案書 P100)**

高田住宅の一部及び高田住宅児童遊園を廃止するためのもの

## **議案第56号 工事請負契約の変更について(議案書 P101)**

浜園橋橋りょう整備工事（上部工）の請負契約について、工事  
に伴い発生する掘削土の処分計画の変更により、残土処分を減と  
することから、契約金額を減額するためのもの

## **議案第57号 動産の取得について(議案書 P102)**

ランチボックス及び付属品を取得するためのもの

## **議案第58号 動産の取得について(議案書 P103)**

連続炊飯システムを取得するためのもの

## **議案第59号 藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する 事務の委託に係る協議について(議案書 P104~107)**

本市が藤沢市にし尿等処理に関する事務の委託をするための  
もの

## **議案第60号 和解について(議案書 P108)**

リース契約の一部解除について、和解を成立させるためのもの

## **議案第61号の1~2 市道路線の廃止について(議案書 P109 ~114)**

- 1 中島地内で、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道  
2611号線を廃止するもの
- 2 円蔵地内で、一般交通の用に供する必要がなくなった市道  
4076号線を廃止するもの

## **議案第62号の1~6 市道路線の認定について(議案書 P115 ~132)**

- 1 緑が浜地内で、稲岡ホーム建設株式会社が築造し、本市に

帰属した道路を市道 1 9 7 3 号線として認定するもの

2 中島地内で、タクトホーム株式会社が築造し、本市に帰属した道路及び市道 2 6 1 1 号線を再編成し、新たに市道 2 7

2 6 号線として認定するもの

3 本村三丁目地内で、有限会社三浦地所が築造し、本市に帰属した道路を市道 3 5 2 7 号線として認定するもの

4 松林三丁目地内で、レモンホーム株式会社が築造し、本市に帰属した道路を市道 3 5 2 8 号線として認定するもの

5 円蔵地内で、株式会社ワングズホームが築造し、本市に帰属した道路を市道 4 2 2 1 号線として認定するもの

6 萩園地内で、株式会社八清建設が築造し、本市に帰属した道路を市道 5 8 0 3 号線として認定するもの

## **報告第2号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について**

(議案書 P133)

(令和 5 年度事業報告)

公有用地取得事業については、公有用地の取得なし

公有用地売却事業については、上赤羽根堤線道路改良事業用地として、48.41平方メートルを茅ヶ崎市に売却し、金額は、15,464,972円となるもの

保有土地賃貸事業については、保有土地の有効活用を図るため、4,966.98平方メートルを茅ヶ崎市ほかに貸し付けし、金額は、31,906,239円となるもの

(令和5年度収支計算書)

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で、合計は47,386,958円となるもの

収益的支出については、事業原価及び販売費及び一般管理費で、合計20,455,014円となるもの

資本的収入については、金融機関及び茅ヶ崎市からの借入金で、合計は2,305,000,000円となるもの

資本的支出については、公有地取得事業費及び借入金償還金で、合計は2,330,812,115円となるもの

資金収支決算書については、受入資金から支払資金を差し引いた45,605,993円が次年度繰越金となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、現金及び預金、公有用地及び代替地で、  
合計は2,580,750,322円となるもの

負債の部については、未払金、短期借入金、未払費用及び前受  
収益で、合計は1,806,342,258円となるもの

資本の部については、基本財産、前期繰越準備金及び当期純利  
益で、合計は774,408,064円となるもの

以上により、負債及び資本の合計は、2,580,750,3  
22円となり、資産合計と一致するもの

(損益計算書)

事業収益については、公共用地取得事業収益で15,464,  
972円、附帯等事業収益で31,906,239円であり、合  
計は47,371,211円となるもの

事業原価については、公有地取得事業原価で15,464,9  
72円、附帯等事業原価で、255,872円であり、合計は1  
5,720,844円となるもの

事業総利益については、事業収益から事業原価を差し引いたも  
ので、31,650,367円となるもの

事業利益については、事業総利益から販売費及び一般管理費を

差し引いたもので、26,916,197円となるもの

経常利益については、事業利益に事業外収益を加えたもので、  
26,931,944円となり、この額が当期純利益となるもの  
(キャッシュ・フロー計算書)

事業活動によるキャッシュ・フローについては、42,815,506円となるもの

投資活動によるキャッシュ・フローについては、該当なし

財務活動によるキャッシュ・フローについては、25,000,000円の減少となるもの

現金及び現金同等物増加額は、17,815,506円となり、  
現金及び現金同等物期首残高22,790,487円に17,815,506円を加えた40,605,993円が、現金及び現金同等物期末残高となるもの

(財産目録)

令和5年度末における、資産合計から負債合計を差し引いた  
774,408,064円が純財産となるもの

(借入金明細書)

令和5年度中の借入及び返済状況を借入先別に表したもので、

期末残高は、1,805,000,000円となるもの

(公有用地保有状況)

令和5年度末の保有地積は、6,985.86平方メートル、  
額にして2,535,144,329円となるもの

(令和6年度事業計画)

公有用地取得計画については、予定なし

公有用地売却計画については、予定なし

その他の事業計画として、保有土地賃貸事業については、令和  
5年度に引き続き、茅ヶ崎市ほかに貸し付けを行う予定となるもの  
の

なお、これにより算定したものが、令和6年度予算実施計画書  
となるもの

## **報告第3号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興 財団の経営状況について(議案書 P134)**

(令和5年度事業報告)

指定管理者として、市民文化会館、美術館及び松籟庵、体育館、体  
育施設の管理運営業務を実施したほか、市民の要望に応えた市民文化

会館事業、美術館事業、松籟庵事業、体育館事業、体育施設事業、並びに主に体育館及び体育施設利用時に必要な物品の販売事業を行うなど、文化芸術・スポーツの向上及び振興に努めたもの

(正味財産増減計算書)

経常収益については、基本財産の運用益、主催事業等の事業収益、指定管理料収益、受取補助金などで、合計は、747,333,459円となるもの

経常費用については、財団の運営に要する経費として、事業費及び管理費をそれぞれ支出したもので、合計は、710,201,661円となるもの

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額は、37,131,798円となるもの

当期一般正味財産増減額については、税引前当期一般正味財産増減額37,131,798円より法人税・住民税及び事業税分4,083,800円を差し引いた額に、一般正味財産期首残高394,993,826円を加えた、428,041,824円が一般正味財産期末残高となるもの

正味財産期末残高については、指定正味財産がないことから、一般

正味財産期末残高と同額となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、流動資産として現金・預金及び未収金、固定資産として基本財産、特定資産、及びその他固定資産で、合計は、574,612,409円となるもの

負債の部については、流動負債として未払金、預り金、固定負債として退職給付引当金で、合計は、146,570,585円となるもの

正味財産の部については、資産合計から負債合計を差し引いたものが一般正味財産であり、負債合計に一般正味財産を合わせた、負債及び正味財産合計は、574,612,409円となり、資産合計と一致するもの

(財産目録)

貸借対照表における資産合計から負債合計を差し引き、正味財産として表したもの

(令和6年度事業計画)

展開する事業は、公益目的事業として、「芸術文化の振興を目的とする事業」及び「スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的

とする事業」、収益目的事業として、「物品販売事業」及び「公益目的の外施設貸与事業」を行うもの

事業計画については、令和6年度事業計画書及び収支予算書のとおり

## **報告第4号 土地信託の事務処理状況について(議案書 P135)**

土地信託受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社より、令和5年度事業実績に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類の提出を受け、報告するもの

(令和5年度事業実績)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行ったもの

(損益計算書)

収入の部については、テナントの賃貸料及び共益費等で、収入合計は107,951,011円、支出の部については、損害保険料から消費税まで、支出額合計は54,724,570円、当

期信託利益金は、収支差額の53,226,441円となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、土地及び建物等で、合計は1,383,183,222円、負債の部については、前受金及び敷金で、合計は52,680,528円、資本の部については、引受不動産及び修繕積立金等で、合計は1,277,276,253円、負債・資本の部の合計は1,329,956,781円となり、資産合計から負債・資本合計を差し引いた53,226,441円が当期末処分利益金となるもの

(利益金処分計算書)

当期末処分利益金から元本組入額を差し引いた15,500,000円が、令和5年度の信託配当額となるもの

(令和6年度事業計画)

今年度の期間については、三菱UFJ信託銀行株式会社との土地信託契約期間である令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間のもの

(事業計画)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行うもの

今年度予定されている茅ヶ崎トラストビル全体の外壁改修や空調・換気設備の更新等のため、修繕費を多く計上したもの

## **報告第5号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について(議案書 P137~139)**

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「体育館管理運営経費（総合体育館空調設備設置工事）」の令和5年度の年割額の執行残額を、令和6年度に逡次繰越するもの

「款8 土木費」

「項2 道路橋りょう費」

「浜園橋橋りょう整備事業（上部工）」の令和5年度の年割額の執行残額を、令和6年度に逡次繰越するもの

## **報告第6号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明**

## 許費繰越計算書について(議案書 P141~149)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「車両管理経費」について、自動車損害保険料及び公課費において、じんかい収集車の購入に係る入札が不調となり、再入札を実施しても年度内の納車が見込めないため、及びはしご付消防自動車の購入に係る納期の遅延により、年度内での執行が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「(仮称)松林地区地域集会施設整備事業」について、(仮称)松林地区地域集会施設において、温室効果ガスの排出の削減等のためのZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)化に対応した実施設計の調整に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「体育館管理経費」について、総合体育館の非常用発電設備更新工事に係る設計において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項 3 戸籍住民基本台帳費」

「社会保障・税番号制度推進事業」について、住民基本台帳システ

ム及び戸籍の附票システムの改修において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「職員給与費」について、物価高騰対応重点支援給付金の支給において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援給付金」について、物価高騰対応重点支援給付金の支給において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援給付金給付事務費」について、物価高騰対応重点支援給付金の支給において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「障がい者福祉管理経費」について、令和6年度障害福祉サービス等報酬等改定に伴うシステム改修において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「障害者ふれあい活動ホーム運営経費」について、ふれあい活動ホーム赤羽根の外壁タイル改修工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

## 「項 2 児童福祉費」

「ファーストプレゼント事業」について、令和 5 年度内に児童が出生した世帯への商品発送の一部において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

## 「款 4 衛生費」

### 「項 1 保健衛生費」

「職員給与費」について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に従事する職員の時間外勤務手当に関し、令和 5 年度末までの特例臨時接種において、一部事務処理が次年度にかかり、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における、令和 5 年度末までの特例臨時接種において、一部事務処理が次年度にかかり、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「保健所庁舎整備事業」について、保健所庁舎において、温室効果ガスの排出の削減等のための Z E B（ゼロ・エネルギー・ビル）化に対応した設計の調整に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

## 「項2 清掃費」

「収集車等購入経費」について、じんかい収集車の購入において、入札が不調となり、再入札を実施しても年度内の納車が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「環境事業センター管理経費」について、環境事業センターの業務管理棟及びリサイクル展示室棟の屋上防水工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

## 「款8 土木費」

### 「項2 道路橋りょう費」

「道路舗装修繕事業」について、国の補正予算を活用する舗装修繕工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「香川甘沼線道路改良事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「上赤羽根堤線道路改良事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「高田萩園線道路改良事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「市道0109号線歩道設置事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「行谷芹沢線道路改良事業」について、国の補正予算を活用する行谷芹沢線道路改良工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「市道8265号線道路改良事業」について、既存の人道橋の改築工事及び同工事の支障となる電柱移設において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「狭あい道路整備事業」について、狭あい道路整備工事において、地権者との施工日時の調整に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「道路照明灯等関係経費」について、国の補正予算を活用する自転車走行空間の整備において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「橋りょう等長寿命化推進事業」について、国の補正予算を活用する橋りょう等の定期点検及び神明歩道橋等の修繕工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

### 「項3 河川費」

「河川維持管理経費」について、河川水位監視システムにおける通信機器等の交換修繕において、機器等の調達に日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「千ノ川整備事業」について、護岸工事に伴う汚染土壌への対策検討及び護岸詳細設計において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

### 「項4 都市計画費」

「都市計画事務費」について、県下一斉に行われる第8回線引き見直し業務において、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「香川駅周辺整備事業」について、関係地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「公園緑地等管理運営経費」について、市内公園施設等改修工事に

において、遊具の納入に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款 9 消防費」

「項 1 消防費」

「消防施設設備維持管理経費」について、消防署松林出張所の外壁タイル改修工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「消防通信業務管理経費」について、消防用無線装置と車両動態管理装置の車両転載事業において、はしご付消防自動車の納期遅延により、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「消防車両整備事業」について、はしご付消防自動車において、部材の供給不足により納期が遅延し、年度内での完了が見込めないため、及び救急車両に積載される資機材の一部において、製造及び出荷の一時停止により納期が遅延し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「教育研究研修管理経費」について、教育センターの指導主事及び

教育指導員が使用する教科書及び指導書等の配備において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「教育事務委託負担金」について、藤沢市への教育事務委託負担金において、藤沢市が国の補正予算を活用して実施する大庭小学校グラウンド整備工事が年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

#### 「項2 小学校費」

「学校施設整備事業」について、西浜小学校の給食調理場屋上防水改修工事において、年度内での完了が見込めないため、及び国の補正予算を活用する円蔵小学校のトイレ改修工事、小出小学校及び円蔵小学校の屋内運動場の照明設備改修工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「特別支援学級関係経費」について、国の補正予算を活用する香川小学校への特別支援学級の設置において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「学校教育振興関係経費」について、教員等が使用する教科書及び指導書等の配備において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

### 「項3 中学校費」

「学校施設整備事業」について、国の補正予算を活用する第一中学校及び西浜中学校のトイレ改修工事、西浜中学校ほか7校の屋内運動場照明設備改修工事、梅田中学校のグラウンド他改修工事、西浜中学校及び鶴が台中学校の空調設備改修工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「施設設備補修費」について、梅田中学校学習室及び円蔵中学校職員室の空調機修繕において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

### 「項4 学校給食費」

「一般管理経費」について、栄養管理システム導入業務委託において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「中学校給食導入関係経費」について、ランチボックスや運搬用のコンテナ等の購入のほか、パンフレット等の製作において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「中学校給食施設整備事業」について、中学校給食の実施に向けた各中学校の配膳室整備工事等において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

## 「項5 社会教育費」

「文化資料館跡地処分事業」について、文化資料館解体工事後の周辺家屋事後調査において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

## **報告第7号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越し繰越計算書について(議案書 P151~153)**

### 「款10 教育費」

#### 「項1 教育総務費」

「教育研究研修管理経費」について、一部の指導者用デジタル教科書において、年度末になって、年度内の納品が見込めないことが判明し、調達に不測の日数を要したため、繰越しするもの

#### 「項2 小学校費」

「学校教育振興関係経費」について、一部の指導者用デジタル教科書において、年度末になって、年度内の納品が見込めないことが判明し、調達に不測の日数を要したため、繰越しするもの

## **報告第8号 令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予**

## **算の繰越計算書について(議案書 P155~159)**

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「雨水施設整備事業」及び「汚水施設整備事業」については、事業者との協議に時間を要したため、事業費を令和6年度に繰り越すものの

「中島ポンプ場整備事業」については、河川管理者との協議に時間を要したため、事業費を令和6年度に繰り越すもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額として、「施設管理費(管渠費)」については、施工箇所の見直しに伴う地権者との再調整に時間を要したため、事業費を令和6年度に繰り越すもの

## **報告第9号 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について(議案書 P161~163)**

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「医療機器購入」について、世界的な半導体不足の影響に伴い電子部品の入荷に遅延が生じ、不測の日数を要したため、事業費を令和6年度に繰り越すもの

## **報告第10号 専決処分の報告について(議案書 P164)**

令和5年11月7日未明頃、松林中学校敷地内において発生した倒木が、相手方宅の外壁を破損し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したもの